

## 令和2年度第1回千葉県社会福祉審議会 老人福祉専門分科会開催結果

1 日時：令和3年1月21日（木） 午後1時から2時まで

2 場所：ホテルポートプラザちば2階 パール

3 出席委員（委員総数15名中9名出席） （50音順）

石渡委員、大河原委員、小高委員、境野委員、

田邊委員、中元委員、八須委員、林委員、藤野委員

4 会議次第

1 開会

2 議題

(1) 分科会会長の選任及び会長代行の指名について

(2) 令和元年度千葉県高齢者保健福祉計画の評価について（報告）

(3) 次期千葉県高齢者保健福祉計画について（諮問）

3 閉会

5 議事概要

(1) 分科会会長の選任及び会長代行の指名について

田邊信行委員を分科会会長に選出し、越智桂委員を会長代行に指名した。

(2) 令和元年度千葉県高齢者保健福祉計画の評価について（報告）

事務局から「資料4-1」～「資料5-2」を用いて報告した。

(3) 次期千葉県高齢者保健福祉計画について（諮問）

事務局から「資料6-1」～「資料6-4」を用いて説明した。

委員からの質問・意見等は以下のとおり。

**(委員)**

人材の確保と離職の防止は大変重要で、外国人介護人材に対する支援も記載していただき感謝申し上げます。

資料6-3の95ページ「①人材の確保と養成」のところで、福祉・介護従事者の県内の就業を促進しますとあるが、具体的な取組を見ると社会福祉士に対する取組がない。

社会福祉士というのは、最初から相談業務は難しくまず介護現場に入ってからと

いうものであるが、最近では大学で学んで資格を取得してから就業する学生もいるので、その辺へのサポートも考えていただきたい。

また、「③人材の定着」のところにもノーリフティングケアのことを入れていただいたが、具体的な取組がない。介護現場における腰痛により離職せざるを得ない状況を予防するためにも、介護施設に対して単に補助金を支出するのではなく、ノーリフティングケアに関し職員の意識を変えるための研修や、さまざまな福祉用具を使うための研修を行って離職を防止していく取組を進めていく必要がある。そうでないと、せっかく就労しても職員が離職し人材不足が解消されないままである。

#### (事務局)

ノーリフティングケアに関しては、これまで千葉県高齢者保健福祉計画策定・推進協議会におけるご意見を踏まえ、介護職員の離職防止・定着に向け有効活用等の情報提供をしていく旨の記載をしているが、具体的な取組を記載するまでには至らず、今後どのような取組ができるか引き続き考えてまいりたい。

また、福祉・介護従事者への県内の就業については、具体的な取組として介護福祉士等の就学支援があり、この中に社会福祉士も含んでいる。

#### (委員)

これは、4年制の大学だと難しいのではないかと。

以前、千葉県社会福祉法人経営者協議会にお願いして、デュアルシステムを4年生の大学生も使えるようにしてもらったが、ここにある就学支援は、通信の2年制は対象となるが大学は対象にならなかったのではないかと。(※事務局注：県内では江戸川学園おおたかの森専門学校社会福祉士養成学科(通信課程)のみ)

したがって、社会福祉士の養成について何かしらの取組を入れていただきたい。

#### (事務局)

担当課の健康福祉指導課と検討させていただきたい。

#### (委員)

人材の確保は急務である。確かに、福祉人材確保については基本施策Ⅱ-4「地域包括ケアシステムを支える人材の確保・育成・定着に向けた取組の推進」に記載されているが、関連するほかの部分についても記載することで、全体としての整合性を確保する必要があると考える。

例えば、基本施策Ⅱ-3「高齢者が暮らしやすい住まい・まちづくりの推進」にあるとおり特別養護老人ホーム等の施設整備は必要だが、そこで働く人材の確保を進めないと施設整備は進まない。その部分を課題に明記する必要があるのではないかと。

また、基本施策Ⅰ-1「生涯現役社会の実現に向け、社会参加・生きがいづくりを

支援する環境の整備の促進」の中の「②高齢者が意欲・能力に応じて働き続けることができる環境づくりの推進」には、就農支援を特記しているが、福祉職場におけるシニア人材の活用も明記する必要があるのではないか。

**(事務局)**

人材の確保について課題の認識が足りなかったので、その辺のところをきちんと書き込んでまいりたい。

**(委員)**

おっしゃるとおり人材の確保は急務である。さきほど訪問介護の状況説明があったが、従事者の年齢は高く65歳以上とか、なかには80歳の方も活動しており、この先どうなってしまうんだらうと思う。危機的な状況であるから、介護において高齢者の活用などを盛り込んでいかないといけない。

基本施策Ⅱ－4において外国人介護人材の活用があるが、これは施設向けのため、在宅サービスに関しては高齢者の活用を盛り込んでいくと強みになる。

**(事務局)**

高齢者の活用については、介護の周辺業務への担い手や、元気な高齢者の介護分野への参入といった形で盛り込んでいる。

**(委員)**

在宅介護におけるコロナの影響もありヘルパーが辞めていっている状況のため、在宅介護重視の介護保険の理念に則り、千葉県として人材確保の施策を具体的にしてほしい。

**(委員)**

訪問介護従事者は高齢化が進んでおり、コロナの影響で危機的な状況に陥っているため、シニア層の活用や、外国人介護人材の活用の場の拡充など、具体的な施策に取り組んでいただきたいとのことである。ちなみに、外国人は在宅介護に従事できるのか。

**(委員)**

介護福祉士の資格を取得すれば可能ではないか。少し前は、施設でないと駄目であった。

**(事務局)**

現行の制度上は難しいようである。

**(委員)**

議題とは関係ないがよろしいか。

本分科会の名称は老人福祉専門分科会であるが、今日の議題は高齢者の施策に関する

ることであった。また、地域住民から年寄りや老人という言葉を使わないでほしいという声をいただく。したがって、本分科会の名称を高齢者福祉専門分科会と変えるのはいかがであろう。

また、地域の民生委員からの話だが、独居老人のために救急車を要請したとき救急隊員から同乗してくれと言われるが、民生委員は同乗できないとのことである。これは、同乗できないというわけではなく、救急隊員としては独居老人の日ごろの様子を聴き取りたいから状況を把握している民生委員に協力をお願いしたいということなので、行政から民生委員になるべく協力してくださいとお願いしている。ちなみに、救急車に同乗してもらった場合、帰りの交通手段については、行政職員が対応するか役場がタクシー代を負担するなどしている。このようなケースも含め、さまざまな状況でどう対応したらよいか検討していただきたい。

**(事務局)**

もともとは老人福祉法に基づく表記だと思われるが、分科会の名称を高齢者福祉専門分科会に変えることができるどうかは確認させていただきたい。

また、民生委員のお話については担当課の健康福祉指導課に伝えさせていただく。